

新型コロナウイルス感染症にかかる入院勧告・措置等の対象者の見直しについて

政令の改正(10月14日公布)により、
入院勧告・措置の対象者の見直し

改正前

都道府県知事は、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、当該感染症の**患者**に対し～(略)～入院～(略)～を勧告することができる。

○政省令に対象者を限定する規定なし



改正後 (患者の概念を規定)

患者 (65歳以上の者、呼吸器疾患を有する者その他の厚生労働省令※1で定める者及びこれら以外の者であって当該感染症のまん延を防止するため必要な事項として厚生労働省令※2で定める事項を守ることにより同意しない者に限る。)

※1 厚生労働省令

- ① 65歳以上の者
- ② 呼吸器疾患を有する者
- ③ 腎・心・血管疾患、糖尿病、高血圧症、肥満等により臓器等の機能が低下しているおそれがある者
- ④ 臓器移植、免疫抑制剤、抗がん剤等の使用等により免疫機能が低下しているおそれがある者
- ⑤ 妊婦
- ⑥ 新型コロナウイルス感染症の症状が重度または中等度である者
- ⑦ 症状等から医師が入院させる必要があると認められる者
- ⑧ **知事(奈良市長)が新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するため入院させる必要があると認める者**

※2 厚生労働省令

- ① 指定された期間、指定された内容、方法及び頻度で健康状態を報告すること。
- ② 指定された期間、指定された場所から、外出しないこと。
- ③ 前二号に掲げるもののほか、新型コロナウイルス感染所のまん延を防止するため必要があると認められる事項

奈良県の対応

これまで同様、新型コロナウイルス感染症のまん延防止の観点から、無症状者を含むすべての感染者を病院へ入院または宿泊療養により対応する